

消費生活情報

〜チケット転売サイトのトラブル〜

相談事例

①野球観戦チケットをネット検索して購入したが、後で公式サイトではないことを知り、定価を大幅に上回るこが分かった。サイトの利用規約では、購入後の解約は不可となっている。

②転売サイトでコンサートのチケットを購入したが、当日、興行主の同意がない転売チケットと知らされ、入場が認められなかった。

アドバイス

6月14日から、チケット不正転売禁止法が施行されました。チケットに興行主の同意がない有償譲渡を禁止することが記載され、また、興行の日時・場所、座席が指定されているなどの条件に該当すれば、この法律の対象となります。

これに違反し、販売価格を超えて転売した業者は、

どのトラブルも報告されており、注意が必要です。

トラブル防止のポイント

不正転売として懲役や罰金刑が科されることとなります。また個人であっても、反復継続して、不正転売を行うと罰則の対象となります。

①の事例では、6月以降の取引で、この不正転売に該当する場合、業者の違法を主張して解約交渉を行う対応も考えられます。

②の事例の場合、不正転売によるチケットであれば、今後はさらに入場が認められなくなると思われます。転売サイトの中には、返金に応じなかったり、海外サイトで言葉が通じないな

▽チケットは正規ルートから購入し、余ったチケットの売却や転売チケットの購入は、公式リセールサイトを利用しましょう。

▽イベントにより、転売チケットでは入場できない場合があります。事前に転売条件や定価、解約条件も確認しておきましょう。

▽9月のラグビーワールドカップや来年の東京オリンピックでは、非公式サイトから購入したチケットは無効です。今後は、SNSなどを使った脱法的勧誘にも注意をしてください。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター
(☎43-7106)
※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・
金曜日10時～12時、13時
～16時

※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館での消費生活出張相談もあります。詳しくは、府中市消費生活センターへ問い合わせてください。

桜が丘墓園 使用者募集

桜が丘墓園は、平成23年に桜が丘二丁目に整備した市営の墓地です。現在募集しているのは、第2期整備分で、使用申し込みは随時受け付けています。

申し込み・問い合わせ先
市民課 (☎43-7207)

募集内容

所在地 府中市桜が丘二丁目1番1 (南東区画)
区画面積 4平方メートル (2m×2m)
募集区画 131区画 (6月末現在)
※最新の空き区画情報は、問い合わせてください。

使用料 1区画当たり55万円

※2区画まで使用できます。

減免制度 定期借地を含み、桜が丘団地の住宅区画を購入・契約した人は1区画につき11万円を減免します。

申し込み資格 次のいずれかに当てはまる人

▷府中市に本籍または1年以上の住民登録がある人

▷定期借地を含み、桜が丘団地の住宅区画を購入・契約した人

※桜が丘墓園をすでに2区画使用している人は申し込みできません。

申し込み方法 市民課にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。